

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

滋企浄 129 号
平成29年 6月 22日

滋賀県知事 三日月 大造 様

提出者

住 所 滋賀県野洲市吉川3382

氏 名 滋賀県企業庁 吉川浄水場
企業長庁 廣瀬 年昭

[公印省略]

電話番号 077-589-4589

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	滋賀県企業庁 吉川浄水場
事業場の所在地	滋賀県野洲市吉川3382
計画期間	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

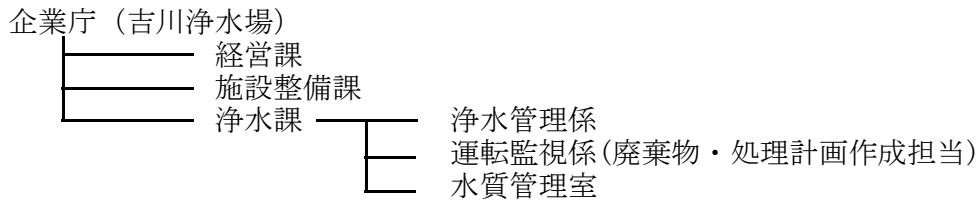
①事業の種類	(大分類) 水道業 (中分類) 水道業 (小分類) 上水道業・工業用水道業
②事業の規模	上水道 計画給水量 81,100m ³ 給水区域5市(草津市・守山市・栗東市・野洲市・湖南市) 工業用水道 計画給水量 78,000m ³ 給水区域5市1町(守山市・栗東市・野洲市・湖南市・甲賀市・竜王町)
③従業員数	65名(正規職員61名 臨時職員2名 嘱託職員1名 日々雇用職員2名)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR A[原水(琵琶湖水)] --> B[浄水処理] B --> C[浄水] B --> D[浄水汚泥] D --> E[1次濃縮] E --> F[2次濃縮] F --> G[加圧脱水] F --> H[天日乾燥] H --> G G --> I[脱水汚泥処分委託] </pre> <p>浄水処理により発生した浄水汚泥を濃縮槽により濃縮し、加圧脱水機および天日乾燥床により脱水し、残った脱水汚泥の運搬・処分を契約業者に委託</p>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (平成 28 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	7,702 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	8,800 t	t
	(今後実施する予定の取組) ジャーテスト等の実施により、原水水質 (濁度やpH等) に応じた適正な凝集剤の注入を行い、発生汚泥量の抑制を実施。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	6784.09 t	t
（これまでに実施した取組） 低濃度の浄水汚泥を極力濃縮を行い、加圧脱水機および天日乾燥床にて効率よく脱水を行い、脱水汚泥ケーキとして中間処理を実施して排出。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	8000 t	t
（今後実施する予定の取組） 低濃度浄水汚泥を極力濃縮を行い、加圧脱水機および天日乾燥床にて効率よく脱水を行い、含水率を下げるように中間処理を実施。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	917.96 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	917.96 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 再生利用可能な業者に処分を委託（建設用土壌埋戻し材料等に利用）			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	800	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	800	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
再生利用可能な業者に処分を委託			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。